

第3次浦安市行政運営刷新計画(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

番号	分類	意見の要旨	対応	市の考え	資料該当箇所など
1	計画に対する全体的な意見	<p>本計画が、人口構造の変化や職員数の制約、将来世代への負担軽減といった課題を踏まえ、行政運営の質を維持・向上させようとする趣旨については理解でき、方向性自体には賛同いたします。</p> <p>一方で、本素案は「市民参加推進条例に基づく市民意見提出手続き」として公表されているにもかかわらず、内容や表現が主として市役所内部向けの計画文書の構成・言語にとどまっており、市民がどの観点から、何について意見を述べればよいのかが非常に分かりにくいと感じました。</p> <p>計画全体を通じて、行政運営上の背景や制度的整理は丁寧に記載されているものの、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活の中で「何がどのように変わるのか」 ・市民として特に意見を求めたい論点は何か <p>といった点が明示されておらず、市民意見募集としての導線設計が弱いように思われます。結果として、本来であれば多様な市民の視点から意見が寄せられるべきところ、意見提出のハードルが高くなり、形式的な意見募集にとどまってしまう懸念があります。</p> <p>今後は、計画本文とは別に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向けの要約版 ・「この点について意見をいただきたい」という論点整理 <p>などを併せて提示することで、市民参加の実効性がより高まるのではないかと考えます。</p>	E	今後のパブリックコメント実施の際の参考意見とさせていただきます。	
2	取り組みの基本姿勢	<p>「4 取り組みの基本姿勢」を次の通り改める。</p> <p>少子高齢化の進展や公共施設の更新など中長期的に予見される社会の変化や、自然災害などによる急激な社会情勢の変化を認識し、どのような状況下においても常に最善で最適な行政運営が行えるよう、不断の行政改革に取り組む必要があります。</p> <p>不断の改革を進めるためには、全庁的に実施する行政評価の取り組みはもとより、市民の利便性向上や働きやすい環境整備など、将来を見据え今取り組むべき改革や日々の業務改善などを実践していくことが重要です。</p> <p><u>「まちづくりは、市民の意思に基づいて進められることを基本とします。」と浦安市まちづくり基本条例で謳っているように、市民の意見を尊重して行政改革、行政運営を行います。</u></p> <p>行政改革・業務改善が時として市民の意向・意見を無視して実施されることがあるため。</p>	B	本計画(素案)6(5)イ②及び③により、ご意見の趣旨は解釈できるものと考えます。	素案P.1～2 1 計画の概要

第3次浦安市行政運営刷新計画(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
- B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
- C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
- D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
- E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

<p>3</p>	<p>第3次浦安市行政運営刷新計画における重点事項</p>	<p>本計画では、「書かない・行かない市役所の実現」や働き方改革、窓口運営の見直しなど、DXと効率化を軸とした取り組みが多く示されていますが、それらが市民サービスの利用体験にどのような変化をもたらすのか、特に不利益が生じ得るケースについての整理や説明が十分とは言えないように感じました。</p> <p>例えば、オンライン化の推進とあわせて、窓口開庁時間や日曜開庁の見直しが予定されていますが、デジタル手続きに不慣れな高齢者や対面支援を必要とする市民に対し、どのようにサービス水準を担保するのが明確ではありません。</p> <p>働き方改革や業務効率化については、行政内部の生産性向上という観点を中心となっており、市民対応の質や満足度がどのように評価・担保されるのかという視点が、計画上では読み取りにくいと感じました。</p> <p>市民にとっては、「効率化された行政」であるかどうかよりも、「困ったときに確実に相談できるか」「従来と比べて不便にならないか」が重要な判断基準になります。なお、本計画では「効率化」や「最適化」が重要なキーワードとして多く用いられていますが、効率性そのものが目的化してしまっていないかという点についても、慎重な整理が必要ではないかと考えます。</p> <p>本計画においては、DX や業務効率化の施策が具体的かつ詳細に示されている一方で、それらが市民の安心感や行政に対する信頼感、対面対応の質といった要素にどのような影響を与えるのかについての評価軸が明示されていないように見受けられます。</p> <p>効率化は重要な手段ではありますが、それが市民サービスの前提条件となる「安心して利用できること」「丁寧に扱われていると感じられること」を損なう形で進められるとすれば、本来目指すべき行政サービスの質の向上とは異なる結果を招きかねません。</p> <p>東京ディズニーリゾートを擁する浦安市だからこそ、効率性を先行させるのではなく、市民の安心・信頼・納得感を軸に据えた上で、その結果として効率が高まるという考え方を、行政運営の評価や指標の中に明確に位置づけることが重要ではないかと考えます。</p>	<p>A</p> <p>行政改革や行政運営において、デジタル機器の扱いに慣れていない方などへの配慮は必要であり、本計画(素案)の「書かない・行かない市役所の実現」にて、誰一人取り残されない人に優しいDXを推進することとしています。</p> <p>この考えはDXの推進だけでなく、行政改革全般にわたる考えであることから、いただいたご意見を踏まえ、本計画(素案)5の冒頭に以下の下線部の文章を追記しました。</p> <p>5 第3次浦安市行政運営刷新計画における重点事項</p> <p>第3次浦安市行政運営刷新計画では、前述の2で示した社会環境の変化を踏まえ、DXの推進、市民の利便性向上や働き方の見直しの観点から行政サービスの向上及び組織・事務事業の最適化を推進するため、計画期間中に書かない・行かない市役所の実現、ペーパーレス化の推進及び働き方改革の推進等を柱とした取り組みを重点的に推進します。</p> <p><u>推進にあたっては、利用者の特性に合わせたきめ細やかなサービスが提供できるよう、市民などの利用者目線でサービスや業務の改善・効率化等に取り組みます。</u></p> <p><u>行政サービスの向上</u></p> <p>書かない・行かない市役所の実現</p> <p><u>デジタル機器の扱いに慣れていない方や対面支援が必要な方などを取り残さない配慮や工夫をすることで、誰一人取り残されない人に優しいDXを推進し、市民が24時間365日好きな時間好きな場所で手続きができる市役所を目指します。</u></p>	<p>素案P.11～12</p> <p>5 第3次浦安市行政運営刷新計画における重点事項画における重点事項</p>
----------	-------------------------------	--	---	---

第3次浦安市行政運営刷新計画(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

7	基本方針における改革項目	<p>6(1)オを次のように追加する。 「オ 風土の改善 浦安市まちづくり基本条例及び浦安市コンプライアンス行動指針が組織・職員の行動として定着していない現状を改め、市長及び職員の最優先事項として『健全な風土』として定着させます。」 特に、「明文化されたルールよりも前例踏襲最優先という市役所職員に染みついた風土」の改革は道半ばであり早急な完全定着の努力(強烈な力仕事)が必要です。</p>	D	<p>職員の法令遵守や公務員にふさわしい言動、姿勢については、浦安市まちづくり基本条例及び浦安市コンプライアンス行動指針に基づき取り組んでいると認識しています。</p>	<p>素案P.20 6 基本方針における改革項目 (1)職員育成・組織の最適化 【人・組織】</p>
8	基本方針における改革項目	<p>6(2)ウ③ を次のように追加する。 「③未利用地の確保 市有地を全て建物工作物などで埋め尽くすことは、災害対応に支障を来すだけでなく将来の行政需要を土地の面から阻害することにもなります。広狭様々な性格の未利用地を一定の基準を定め確保します。」 市有の未利用地が減少している。将来発生が見込まれる災害に的確に対応する責務がある市には、迅速に対応できる市有未利用地を計画的に確保する必要がある。更に、将来、行政施策実現の隘路とならないように「未利用地の保有価値」を的確に評価しなくてはならない。</p>	E	<p>現在、市民ニーズや行政課題に応じて、計画的な土地利用に関する取り組みを進めています。 いただいたご意見は、関係部署へ情報共有いたしました。</p>	<p>素案P.21 6 基本方針における改革項目 (2)公有財産の保全と有効活用 【公有財産】 ウ 公有財産の有効活用</p>
9	基本方針における改革項目	<p>6(3)イ②を次のように追加する。 「②随意契約は例外的な扱いであるのでその理由をその都度 HP に掲載する。入札資格要件に『市内業者』縛りを設けない。入札公告時に予定入札金額を公表する。最低入札金額は一定の計算式により変動させる。」 理由が不的確な随意契約があった。随意契約は業者との癒着の温床になる可能性がある。開示請求しなければ随意契約としなければならない理由は開示されない現状を改める。市川市は HP に毎月「随意契約の理由」を開示しており、千葉県は「千葉電子調達システム」で即時開示している。入札不正を防止する不断の努力が必要である。同一業者が長年連続して同一業務を落札することは、健全ではないとの見識を持つべきである。入札不正を黙認・容認する風土を改革する必要がある。</p>	E	<p>本計画は行政改革の方向性を示すものであり、市が行う行政改革の基本的な考え方を記載しています。そのため、入札・契約事務における入札資格要件等の基準の考え方を本計画に記載する考えはありません。 なお、入札資格の地域要件については、市内中・小企業の育成、地域経済の活性化をはじめ、市内事業者による自然災害等への対応力の強化を図る観点からも、市内事業者の受注機会の確保に努めることは必要であり、競争性が確保されている場合に設定しています。 最低制限価格については、「浦安市最低制限価格運用要領」に基づき、公正かつ適正に運用しています。 また、随意契約の理由の公表は令和7年度、入札予定価格の公表は平成20年度から行っています。 このように、本市は適正な入札・契約事務に努め、常に改善する姿勢で取り組んでいるところです。 いただいたご意見は、関係部署へ情報共有いたしました。</p>	<p>素案P.22 6 基本方針における改革項目 (3)健全な財政運営の推進 【予算】 イ 支出の抑制</p>

第3次浦安市行政運営刷新計画(素案)に対する意見と市の考え

- A：意見を受けて加筆・修正したもの
 B：案に意見の考え方が概ね含まれていたもの
 C：案に意見の考え方が一部含まれていたもの
 D：案に意見の考え方が反映・修正しなかったもの
 E：うち計画案に関連する質問などその他のもの

10	基本方針における改革項目	6(3)ウ④を次のように追加する。 「④補助金の支出先については、市は補助金の使途(契約等)を報告させ公表します。」 イベント(花火大会等)の主催者への補助金、福祉事業者への補助金等はその使途(内訳・契約内容なども)の開示義務を課し、補助の条件とするように改める必要がある。	E	本計画は行政改革の方向性を示すものであり、市が行う行政改革の基本的な考え方を記載しています。そのため、補助金交付事務における実施手順を本計画に記載する考えはありません。 なお、補助金の使途については、事業所管課において報告を受け、確認しているところです。また、公表については、浦安市情報公開条例第7条第3号アに基づき、引き続き情報公開に努めてまいります。 いただいたご意見は、関係部署へ情報共有いたしました。	素案P.22 6 基本方針における改革項目 (3)健全な財政運営の推進 【予算】 ウ 持続的な財政運営
11	基本方針における改革項目	6(4)イに③を次のように追加する。 「③情報システムが毀損した場合を想定したプランBを各部署で準備し、その状況を監査の対象とします。」 災害やサイバーテロなどでシステムが毀損したときに対応する手順等を予め定めておく必要がある。	E	大規模災害や事故が発生した場合におけるICTに関わる業務継続の対応については、ICTに関わる計画等で検討しています。 なお、ICTに関わる業務継続計画の策定などについては、浦安市情報セキュリティ規程に定め、既に対策に取り組んでいます。 いただいたご意見は、関係部署へ情報共有いたしました。	素案P.23 6 基本方針における改革項目 (4)情報通信技術(ICT)の活用 【情報・技術】 イ システムの集約化と情報セキュリティの強化
12	基本方針における改革項目	6(4)ウ「② 情報の公開にあたっては、公開する情報量を増やすとともに、市民からの情報開示請求についても適切かつ迅速に対応します。」とあるのを「② 情報の公開にあたっては、公開する情報量を増やすとともに、市民からの情報開示請求についてはデジタル開示を推進し、適切かつ迅速に対応します。」に改める。 開示が現行では紙ベースとなっているが、デジタル開示が可能なものはデジタル開示を基本とするべきである。これはペーパーレス化にもつながるものである。	D	公文書開示請求制度により開示する文書については、不開示情報の保護の観点から、データではなく、紙媒体で提供しているところです。 なお、公文書開示請求があった場合、不開示情報を含まないことが明らかな公文書については、公文書開示請求の制度によらず、情報提供にて対応できることとしており、その際にご要望がある場合は、可能な限りPDF等のデータでの提供を行っています。	素案P.23 6 基本方針における改革項目 (4)情報通信技術(ICT)の活用 【情報・技術】 ウ オープンデータの推進
13	基本方針における改革項目	(5)イに④を次の通り追加する。 「④ 自治会や老人クラブ、市民活動団体への補助金などの使途を特定することにより、市に係わる特定の事業へ資金を迂回供給することはしません。」 自治会への補助金支給に際し、自治会連合会(事務局は市)会費を天引きしてきた実態がある。このような補助金行政は改めるべきである。	E	本計画は行政改革の方向性を示すものであり、市が行う行政改革の基本的な考え方を記載しています。そのため、補助金交付事務における補助対象については、各補助金の交付要綱で定める内容であることから本計画に記載する考えはありません。 なお、各自治会が自治会連合会に納付する負担金の支払方法につきましては、自治会側の事務負担を軽減するため、自治会連合会及び自治会で決定しているものです。 いただいたご意見は、関係部署へ情報共有をしたとともに、関係部署を通じて、自治会連合会及び自治会へ情報共有いたします。	素案P.24 6 基本方針における改革項目 (5)民間活力及び地域力の活用 【地域資源】 イ 公・共・私相互間の協力関係の構築・推進
14	その他	東野汚水処理場跡地「旧楽花苑」に於けるいちょう学級施設建設に近隣住民として強く反対する。 意見1 建設計画の進め方が適切ではない 意見2 近隣住民の意向を配慮していない 意見3 旧楽花苑での施設建設を撤回してほしい	E	本計画へのご意見ではないため、関係部署へ情報共有いたしました。	